

※ このご案内は、飲食店以外の施設の管理者の方を対象に送付しております。以下に記載している協力要請及び協力金の対象は、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条に定められた飲食店以外の施設であって、建築物の床面積が1,000㎡を超えるもの（以下、大規模施設といいます。）、そのテナント事業者及び飲食店営業の許可を受けていないカラオケ店のみとなりますのでご注意ください。

## **大規模施設の管理者、そのテナント事業者 及び飲食店営業の許可を受けていないカラオケ店の皆様へ**

宮城県では、8月20日からまん延防止等重点措置が適用されたことにより、事業者の皆様に対し時短要請や酒類提供の停止などをお願いしてまいりましたが、8月27日から9月12日まで緊急事態措置が適用されることとなったため、これまで実施してきた対策を拡充・強化することといたしました。

つきましては、大規模施設の管理者、そのテナント事業者の皆様に対しては、令和3年8月27日（金）午後8時から令和3年9月13日（月）午前5時までの営業時間短縮の協力要請、飲食店営業の許可を受けていないカラオケ店の皆様に対しては令和3年8月27日（金）午前0時から令和3年9月13日（月）午前5時までの休業要請（カラオケ設備の利用を停止する場合は令和3年8月27日（金）午後8時から令和3年9月13日（月）午前5時までの営業時間短縮要請）を行うこととしました。

今回の要請に全面的にご協力いただいた大規模施設管理者、そのテナント事業者及び飲食店営業の許可を受けていないカラオケ店の皆様には、協力金を支給いたします。

また、支給額等の詳細につきましては、裏面に記載しております。

なお、大規模施設の管理者の皆様におかれましては、お手数をおかけして大変申し訳ございませんが、貴施設のテナント事業者に対して本内容をご周知くださいますようお願い申し上げます。

宮城県では、引き続き、新型コロナウイルス感染症収束に向けて県民の皆様と一丸となって取組を進めてまいりますので、どうかご理解をいただき、ご協力をお願いいたします。

令和3年8月●●日

宮城県知事 村井 嘉浩

《お問い合わせ先》

担当課連絡先 宮城県●●課 022-211-●●●●

時短要請に関すること 宮城県時短要請相談窓口 022-774-7047  
(受付時間 平日9:00~17:00)

※協力金の申請時期や方法など（第1期：令和3年8月20日から令和3年8月26日要請分（仙台市内施設対象）を含む。）については、後日、県のホームページ等でお知らせいたします。

# 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた 大規模施設等に対する営業時間短縮の協力要請（第2期）について

宮城県では、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項及び第45条第2項に基づき、大規模施設等を対象として、以下のとおり営業時間短縮等の協力要請を行います。

## 1. 営業時間短縮の協力要請及び休業要請について

1	対象期間	令和3年8月27日(金)から令和3年9月12日(日)営業分まで																							
2	対象施設	① 建物の床面積の合計が1,000㎡を超える下表の施設																							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象施設</th> <th>令11条1項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">A</td> <td>劇場・観覧場・演芸場・映画館等</td> <td>4号</td> </tr> <tr> <td>集会場・公会堂等</td> <td>5号</td> </tr> <tr> <td>展示場・貸会議室・文化会館・多目的ホール等</td> <td>6号</td> </tr> <tr> <td>ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）</td> <td>8号</td> </tr> <tr> <td>運動施設・遊技施設（体育館、ボウリング場、スポーツクラブ等）</td> <td>9号</td> </tr> <tr> <td>博物館・美術館等</td> <td>10号</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">B</td> <td>大規模小売店・ショッピングセンター・百貨店・家電量販店等（生活必需物資を除く）</td> <td>7号</td> </tr> <tr> <td>マージャン店・パチンコ店・ゲームセンター等</td> <td>9号</td> </tr> <tr> <td>個室ビデオ店・個室付浴場業に係る公衆浴場・射的場・勝馬投票券販売所・場外車券売場等</td> <td>11号</td> </tr> <tr> <td>スーパー銭湯・ネイルサロン・エステティック業・リラクゼーション業等（生活必需サービスを除く）</td> <td>12号</td> </tr> </tbody> </table>		対象施設	令11条1項	A	劇場・観覧場・演芸場・映画館等	4号	集会場・公会堂等	5号	展示場・貸会議室・文化会館・多目的ホール等	6号	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）	8号	運動施設・遊技施設（体育館、ボウリング場、スポーツクラブ等）	9号	博物館・美術館等	10号	B	大規模小売店・ショッピングセンター・百貨店・家電量販店等（生活必需物資を除く）	7号	マージャン店・パチンコ店・ゲームセンター等	9号	個室ビデオ店・個室付浴場業に係る公衆浴場・射的場・勝馬投票券販売所・場外車券売場等	11号
	対象施設	令11条1項																							
A	劇場・観覧場・演芸場・映画館等	4号																							
	集会場・公会堂等	5号																							
	展示場・貸会議室・文化会館・多目的ホール等	6号																							
	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）	8号																							
	運動施設・遊技施設（体育館、ボウリング場、スポーツクラブ等）	9号																							
	博物館・美術館等	10号																							
B	大規模小売店・ショッピングセンター・百貨店・家電量販店等（生活必需物資を除く）	7号																							
	マージャン店・パチンコ店・ゲームセンター等	9号																							
	個室ビデオ店・個室付浴場業に係る公衆浴場・射的場・勝馬投票券販売所・場外車券売場等	11号																							
	スーパー銭湯・ネイルサロン・エステティック業・リラクゼーション業等（生活必需サービスを除く）	12号																							
		② ①の一部を賃借するテナント等																							
		③ 飲食店営業の許可を受けていないカラオケ店																							
3	対象区域	県内全域																							
4	要請内容	<p>①及び② 午前5時から午後8時まで（イベント開催時は午前5時から午後9時まで）の営業時間短縮 ※ 酒類の提供は終日停止とする。</p> <p>③ 休業要請（カラオケ設備の利用を終日停止する場合は午前5時から午後8時までの営業時間短縮）（法第45条第2項） ※ ③については、正当な理由なく要請に応じない場合、命令・過料あり ○業種別のガイドラインを遵守するなど適切な感染防止対策の実施をお願いいたします。 ○大規模商業施設（新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条第7号の施設）においては、入場整理（人数管理・制限、誘導等）を徹底されるようお願いいたします（法第45条第2項の要請。正当な理由なく要請に応じない場合、命令・過料あり）。</p>																							

○ 時短要請相談窓口：02-2-774-7047 【受付時間 平日9:00～17:00】

○ 営業時間の短縮要請及び休業要請の期間中は、職員等が実地の働きかけ等を行いますので、その際には、ご協力をお願いいたします。

## 2. 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金【大規模施設等】について

令和3年8月27日(金)から令和3年9月12日(日)営業分までの要請に全面的にご協力いただいた方に協力金を支給いたします。協力金の申請に関する詳細は後日県ホームページ等でお知らせいたします。

なお、上記対象施設①②について、従前から午前5時から午後8時までの範囲で営業している施設は、営業時間短縮の協力要請の対象外となり、協力金の申請はできません。

**支給額** ※支給要件の詳細は県ホームページ等でお知らせします。

① 大規模施設等

自己利用部分面積1,000㎡毎に1日当たり20万円/日×時短率(※)×17日

② ①のテナント等（①が営業時間短縮要請に応じている場合に限る。）

100㎡毎に2万円/日×時短率(※)×17日 ※時短率：要請に応じて時短した時間/本来の営業時間

③ 飲食店営業の許可を受けていないカラオケ店

ア 建物の床面積の合計が1,000㎡超：①により算定

イ 建物の床面積の合計が1,000㎡以下：2万円/日×17日（全日休業した場合のみ）

### 宮城県新型コロナ対策実施中ポスター



協力金の申請に当たっては、適切な感染防止対策を実施のうえ、宮城県ホームページから電子申請して取得したこのポスターを掲示する必要があります。

ポスターは、下記サイトから申請することで、ダウンロードできます。

宮城県ホームページ  で検索

※ポスターを既に取得しており掲示している場合は、改めてポスターを申請し取得する必要はありません。以前取得したポスターをそのまま掲示願います。

○ポスターについてのお問い合わせ先 別紙のとおり

## 「新型コロナ対策実施中ポスター」の入手方法について

業種別のガイドラインを遵守し、適切な感染防止対策を実施のうえ、下記 HP より取得した「新型コロナ対策実施中ポスター」の掲示をお願いいたします。ポスターは下記サイトより申請することで取得できます。

**※ポスターを既已取得しており掲示している場合は、改めてポスターを申請し取得する必要はありません。以前取得したポスターをそのまま掲示願います。**

※入手に時間がかかる場合など要請期間開始時まで掲示が間に合わなかった場合でも協力金の申請は可能ですが、要請期間中は業種別ガイドラインを遵守頂き、申請時点までポスターを取得、掲示して頂きますようお願いいたします。

対象	業態等	サンプル	申し込み先・HP
小売業・サービス業等事業者	飲食店・観光施設以外のスーパーマーケット、百貨店、ドラッグストア、ホームセンター、家電量販店、書店等の小売業、劇場、映画館、ライブハウス、フィットネスクラブ、エステティックサロン、理美容所、クリーニング所等のサービス業などの店舗又は施設		宮城県食と暮らしの安全推進課 電話：022-211-2643 (HP) <a href="https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shoku-k/kansenboushisengen2.html">https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shoku-k/kansenboushisengen2.html</a> 
宿泊施設事業者	ホテル・旅館等		宮城県観光政策課 電話：022-211-2755 (HP) <a href="https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankou/anshin.html">https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankou/anshin.html</a>
観光施設事業者	観光物産施設等		